

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 153 「収益認識に関する会計基準」等の公表について

企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 30 日に企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下、「基準」とします）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、「指針」とします）を公表しました。

基準及び指針は、基本的に IFRS 第 15 号の定めを取り入れ、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で「代替的な取扱い」を定める方針で開発されています。

今回は、平成 29 年 7 月 20 日に公表された公開草案からの変更点のうち、「代替的な取扱い」の項目に追加された「有償支給取引」の会計処理についてご説明します。

有償支給取引に係る処理にあたっては、企業が当該支給品を買い戻す義務を負っているか否かを判断する必要があります。

有償支給取引において、企業が支給品を買い戻す義務を負っていない場合、企業は当該支給品の消滅を認識することとなりますが、支給品の譲渡に係る収益と最終製品の販売に係る収益が二重に計上されることを避けるために、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しません。

一方、有償支給取引において、企業が支給品を買い戻す義務を負っている場合、支給先が支給品に対する支配を獲得していないため、企業は支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しないこととなります。

しかし、譲渡された支給品は、物理的には支給先において在庫管理が行われているため、企業による在庫管理に関して実務上の困難さがある点が指摘されている点を踏まえ、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識することができません。

その場合であっても、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しません（指針 104 項、177～181 項）。

なお、公開草案の「我が国に特有な取引等についての設例」に記載されていた有償支給取引に係る設例 32 は削除されています。

（適用時期）

平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

ただし、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用できます。

また、平成 30 年 12 月 31 日に終了する連結会計年度及び事業年度から平成 31 年 3 月 30 日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用できます。

この適用にあたって、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期（又は中間）連結財務諸表及び四半期（又は中間）個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期（又は中間）連結財務諸表及び四半期（又は中間）個別財務諸表について、当該年度の期首に遡って適用します。

なお、本基準及び指針は平成 30 年 3 月 30 日に公表されたため、3 月決算会社の場合、平成 30 年 3 月期の有価証券報告書において、「未適用の会計基準」の注記対象となる点に留意が必要です（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」12 項参照）。